

予算決算審査委員会 厚生文教分科会報告書

平成28年9月20日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

厚生文教分科会
主査 掛谷 繁

平成28年9月20日に分科会を開催し、次の議案を審査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	備 考
議案第88号 平成28年度備前市一般会計補正予算(第2号)中、 厚生文教分科会所管部分のうち、市民生活部・保健福祉部外関係	—

《 分科会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第88号の審査	2
閉会	33

予算決算審査委員会 厚生文教分科会記録

招集日時	平成28年9月20日（火）	厚生文教委員会休憩中		
開議・閉議	午前11時28分	開会　～	午後3時52分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第6回定例会）の開催		
出席委員	主査	掛谷　繁	副主査	山本　成
	委員	橋本逸夫		田口健作
		川崎輝通		立川　茂
		西上徳一		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
	参考人	なし		
説明員	市民生活部長	大西武志		
	税務課長	大岩伸喜	市民協働課長	眞野なぎさ
	文化スポーツ課長	大道健一	環境課長	大森賢二
	公共交通課長	坂本基道		
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	高山豊彰	保健課長	山本光男
	介護福祉課長 兼 医療福祉連携課長	高見元子	社会福祉課長 兼 臨時福祉給付金対策課長	杉田和也
	子育て支援課長 兼 こども支援課長	丸尾勇司		
	病院総括事務長	植田明彦	備前病院事務長	金井和字
	日生病院事務長	万波文雄		
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	金藤康樹
傍聴者	議員	石原和人	森本洋子	
	報道関係	読売新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前 11 時 28 分 開会

○掛谷主査 これより厚生文教分科会を開会します。

本日は、議案第 88 号平成 28 年度備前市一般会計補正予算（第 2 号）について、厚生関係、市民生活部、保健福祉部の関係を審査します。

12、13 ページの国庫支出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

県支出金、県補助金、地域おこし協力隊活用促進事業補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

民生費県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

衛生費県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

16 ページ、繰入金、特別会計繰入金、1 目国民健康保険事業特別会計繰入金、11 目介護保険事業特別会計繰入金、20 目後期高齢者医療事業特別会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

18、19 ページ、5 目雑入中 32 節民生費と 33 節衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

22、23 ページ、総務費、総務管理費、11 目地域振興費で。

○橋本委員 グループタクシー利用補助金が 2,900 万円増額補正されています。これは、我々は今回障害者手帳 1 級と 2 級を持っている者に対する対応で、これだけ必要だというふうに判断しているが、それのみでこれだけ必要か。あるいは、それ以外に執行部の想定よりも物すごく希望者、交付申請がふえているということか、詳しく教えてください。

○坂本公共交通課長 今回計上している補助金については、28 年度実績ということで上げさせていただいています。この中に、10 月 1 日から行う重度の障害者等が含まれています。総体、結果的に交付世帯数は 3,300 世帯になるかという予測をしています。補助金の合計が約 4,200 万円の見込みです。

○橋本委員 そういうことを聞いているわけでない。今回 2,900 万円を増額補正している、この中で障害者手帳 1 級と 2 級を持っている者に枠を拡大するがために、これで幾ら余分に要るかということ聞いている。

○坂本公共交通課長 障害者の関係は、830 万円ぐらいを予定しています。

○橋本委員 ということになると、約 2,000 万円が執行部の想定を上回る申請希望があったから、約 2,000 万円を増額するというので、認識してよいのか。

○坂本公共交通課長 委員のおっしゃるとおりです。

○橋本委員 先ごろ一般質問でも同僚議員が尋ねていたが、この制度はもう目まぐるしく変わっ

ていて、はっきり言ってよくわからない。時系列を追って説明してもらえないか。というのが、たしか総務産業委員会でこれがスタートしたわけですね。それが我々の委員会のほうに回ってきたと認識しているが、それでよろしいか。

○坂本公共交通課長 この制度については、平成27年6月1日から開始をして、そのときの要件ですが、70歳以上の高齢者の方で1キロ以上離れている世帯に交付すると。

[「このときには予算計上は幾らだったか」と橋本委員発言する]

27年度は、決算では、72万5,700円の実績ですが、今ちょっと予算は、前年度の予算なので、申しわけないですが。

○橋本委員 それがどのようにこの条件が緩和されていったのか、いつ500メートルになって、いつ200メートルになって、その都度予算がふえていると思うが、それを教えてください。

○坂本公共交通課長 その後、27年11月に要件緩和をしました。それは、1キロを500メートルにしたわけだが、予算についてはさわっていません。それから、28年度、4月1日に要件緩和をしました。500メートルを200メートルにしたと。これは当初予算でしたので、250万円程度だったと思います。

その次は、要件緩和していませんので、補正予算を6月の時点でさせていただきました。

[「6月に補正でプラス幾らだったか。たしかかなりだったと思うが、幾らだったですか」と橋本委員発言する]

1,036万8,000円だと思います。それと、当初予算額は259万2,000円を計上しました。

[「このたびの9月に2,900万円ですか」と橋本委員発言する]

はい。

○橋本委員 このように、目まぐるしく変遷をしているわけです。この前の一般質問でもあったように、極めてこれ不公平感が蔓延している、市民の間で。一番大きなのは、その200メートル以内だから、あなたところはだめですと、お隣の家が200メートル以内ということで、指定されているのに、うちほうはだめだったとかということで大変、だけどどこかで線を引かなければならないというのは、わかるが、どんどんこのように最初に指定をし、予算計上して、ふえる一方ということで、執行部ではこれを抜本的に見直しする、例えば対象年齢70歳を75とか80にするとか、あるいは車を持って1る世帯は、この対象外にするとか、何らかの見直し案というのは、執行部の間では協議をされていないのか。

○坂本公共交通課長 現時点では、見直しは考えていませんが、来年度に向けて制度設計をもう一度見直す必要があるなということ。

○橋本委員 もう当然です。実は、3月末までの分はもう既に支給済みですよ。私の家内の父親も、かなりの高額所得者ですが、もらえるものはもらおうということでいただきました、200メートル以内だということ。私はこんなものには、当然所得制限をつけるべきだと。かなりの収入がある人にまで、はいあげますということは、私はおかしいと。最初に物すごく低い予算でスタートして、どんどん膨らませてくるというのは、私はいかがかと思える。平成28年度はもうこれでいたし方ないにしても、29年度はもっと思い切った制限というか、それを加えなければ、私は市民の不公平感というのは、払拭できないと思います。いかがでしょうか。

○坂本公共交通課長 不公平感もあるわけですが、拡充もしたほうがいいのかという意見もございました。それらを私ども原課だけで行うのは、なかなかもう限界が来ているのではと感じています。そうした中で、個人情報保護であるとか、交付対象者の状態を判定するとか、いろんな問題がございます。窓口サービスの事務的な問題もありますので、関係課と役割分担ができるのかなど、そういったものを含め、協議をして、来年度に向けて、先ほども申し上げるように、制度設計をし直すというふうにしたいと考えています。

○橋本委員 このたびの障害者1級と2級の手帳の保持者ということで、条件緩和されました。だけど、私は、これでは、さっき言われたように、条件をもっと拡大せよという案もあると。私も、その部分については賛成です。一番不公平感があるのは、200メートル以内で70歳以上のお年寄り、通院されている方が路線バスに乗りおりが非常にしにくいという、つまり歩行困難者、歩くのが困難な人、こういう方には、ぜひとも対象を拡大してほしいと。だけど、1級、2級の手帳の保持者というのは、相当重度な障害です。もうそういう人は、とてもじゃない、対象になりません。もうせいぜいあっても3級までです。

先ほど病院事業の決算の部分でも出たように、公立病院は送迎ができないわけです。赤穂の民間病院なんかは、送迎バスも出すということで、私は市内の病院に限って病院の医師の診断書、あるいはこの方は通院をしているということで証明をしてくださって、低床ではない、高いステップのバスには乗りおりがしにくいというような方には、これを拡充してやってほしい。そのかわり、もう年齢制限を例えば70を75歳に、来年度に向けて、75以上にするだとか、あるいは家に車がある人はもう車で移動してくださいという格好、それから所得税をたくさん払っている方は、もうこれに該当しないというような形で、抜本的に改善をしていただきたいと思うが、これは来年度に向けてですが、ひとつよろしくお願いをしたい。

○坂本公共交通課長 関係課と寄って、そのあたりも協議してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○川崎委員 車だけでなく、少々足が悪くてもスクーターというか、50ccの。そういうものに乗っている方についても、やはりそれで移動ができるわけで、今さっきの、私は年齢を上げるという考えではなく、年齢を下げてやはり歩行が困難、または移動手段を持っている方は、やはり対象外ですということ。所得制限という問題は、ちょっと検討しなければならないとは思

ます。余りこういう福祉面で所得によってサービスをするかしないかというのは、やはり私は高額所得者というのは、長年働いて相当備前市に対しても、国に対しても、県に対しても、貢献度は大きいわけですね。やはりそういう人たちがそれなりのサービスを受けても当たり前ではないかと。ギブ・アンド・テークでいえば、貢献した人ほどサービスが多くてもおかしくないというのが、今の自由主義経済ではそういうことが一般的ですので、資本主義が、自由主義がいいという人は、やはり貢献度に応じたサービスをいただくというのは、当たりの論議ではないかと、論理的にそういう方向が考えられるということなので、私は所得制限というのは、福祉とか教育という分野はやるべきでないと。一般市民に関しては、所得制限とか必要ですが、私はそう考えるので、歩行困難な人の拡充とともに、移動手段を持っている方については、ある程度情報が把握できるところは制限してもいいと思うので、橋本議員が言ったプラスきめ細かく配慮することによって予算の増加も抑えられ、より不公平感も少なくなるのではないかと。

やはり、弱い者に、歩行困難な者に援助するというのは、誰もが不公平感を感じないと思います。だけど、車に乗ったり、バイクに乗って移動をどんどんやっている方が、歩行困難な方と同じようなタクシー券をいただくというのは、不公平感もふえると思うので、その辺の配慮をよろしくお願ひしたいと存じます。検討するように。

○掛谷主査 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

22から25ページの範囲で、総務費、総務管理費、自治振興費の8節と19節。

○星野委員 地域おこし協力隊報償費、今回は隊員1人の追加見込みがあったということですが、この隊員の配属先はどこか。

○眞野市民協働課長 1人の増加ということですが、詳しく申し上げますと、当初段階的に、4月から17名、7月から4名、10月から2名で23名という予算のとり方をさせていただいていました。それが実際には、4月から18名、6月に2名、8月に1名が増員となっており、現在21名となっております。それから、報償費の額が16万6,000円から20万円に上げる隊員がいることなどから、今回調整を図らせていただいたものです。最終的には、あと3名の増員を見込んでおり、教育協力隊が1名、片上、蕃山地区が希望しているので2名、最終的に24名を予定しているところです。

○星野委員 協力隊員の上限というのではないのか。市町村ごとで上限二十何人という上限は設けられてはいないのか。

○眞野市民協働課長 上限はございません。

○星野委員 隊員の報償費の活動費については、交付税措置されるはずだが、満額措置はされているのか。何割かカットされておりてきているのか。

○眞野市民協働課長 特別交付税ですので、はっきり確認できるものではないが、100%いただけるというふうに聞いています。

○川崎委員 100%なら、どんどんふやして人口増に一時的でもふやすという関係、それと私も今秋祭りの準備しているが、1人協力隊員の方が若手で、積極的に勉強、ガッツもあっていろいろ協力してくれて、本当に助かっている。もうこういう方が本当にふえるなら、地域おこしの上では、特に祭りとか、その他いろんな行事のときに、きのうの敬老会にも来ていただきました、たしか。そういうことで、非常に役に立つと思うので、ふえるならどんどんふやして、全部国のお金でやっていただけるなら、どんどんアピールしたらいかがでしょうか。

○眞野市民協働課長 一応特別交付税の算定の基礎が9月に出すものでくれるらしいので、今年度は一応24名ということで予定させていただいています。

○掛谷主査 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

24から27ページ、徴税費、戸籍住民基本台帳費まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

26から29ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ここで休憩に入ります。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○掛谷主査 休憩前に引き続き分科会を再開します。

28から31ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、児童措置費、ひとり親家庭、保育、幼稚園、そこまで行きますか。

○橋本委員 29ページの商品券交付金5,500万円が計上されています。先ほど医療費の無料化のときに確認をしたが、もう既に18歳未満であっても就労している人は、被保険者本人ということになって、医療費の無料化には該当しないということがありましたが、今回のこの高校生1人に5万円というのは、就学しているということが条件になるのか、もう年齢だけでいくのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 就学をしているということが条件になります。

○橋本委員 その際に、例えば片上高校みたいに就労はしていても、夜間の高校に通っているような場合については、対象になるのか、ならないのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 それも検討はしたが、年齢的には16歳から18歳までという条件で配布を行う予定に、検討しています。

○橋本委員 就学しているということで、片上高校も就労もしているが、就学もしているということで認識をされるわけですね。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 年齢的には、16歳から18歳までの学生ということで考えています。

○橋本委員 一般質問で議論になったが、今回のこの提案については、子育て支援課が発案して起案をしたということになっているが、それに間違いはないか。これは、課全体ではなくて、どなたの提案だったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 基本的には、子育て支援課、子育て支援係の提案で今回この高校生への奨学金の配布を考えました。

○橋本委員 それを市長に持って上がって、市長がこの提案はいいからやろうかということになったと解釈していいのか。先に、市長からこういうことを一遍ちょっと具体化してみるように提案をというような指示はなかったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 あくまでも担当課の意見です。

○橋本委員 この提案については、今部長がいないからわからないが、庁議にはこういったことをやろうと思うがどうだろうかということで、庁議のメンバーには相談をされたのか。答弁では、予算を必ずしも庁議にかけるとはではないという言い方をしたが、予算という金額は除いて、高校生に1人5万円ずつやろうと思っているが、どうかというようなことは、庁議では一切話題になっていないのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 庁議へは諮ってはいません。

○川崎委員 たしか誰かの質問で、ふるさと納税の資金、老人福祉関係に使う予定の金が1億円前後、財源がふるさと納税を使わなくてもよくなったと。その14億円の枠があいたので、それを使ってこの5万円の生活応援金を出すことになったと、たしか市長から答弁があったと思う。財源問題はわからないのか、今ここにおられる方は。使い方のみで、もう総務産業委員会に聞かないとわからないということか。あれだけ市長も言っているのに、私は確認したかったが、財源、ふるさと納税を回すという。

もう一つは、私らに関係のある老人福祉関係の費用が国の特別措置か何か、私よくわかりませんが、この福祉関係の法律は。補助金か交付金か何か知りませが、おりてきて、ふるさと納税を使わなくていいようになったということ、ひもといてももらえたら答弁していると思います。財源問題、誰もわかりませんか、財政が来ないと。

だって福祉の財源だったら、福祉の職員の所管の人がわかるのではないのか老人福祉関係の支出が、財源はふるさと納税を使うものが国から来て使わなくてよくなったという説明があったと思うが、その辺の経過といえば収入と支出はどちらも所管が知っていて当たり前だと思うが、いかがでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 財源としては、一般財源ということですが、この財源については財政課が振り分けをしていると思いますので、その辺までは申しわけないが、わかりません。

○川崎委員 私は一貫して奈義町の合計出生率、県下トップだったか、全国一だったか忘れたが。そういう条件というのは、子育て支援というのを徹底的にやっているという中で、高校生の

通学費、月5,000円で6万円出しているという、評価とともに検討してくれということも質問したと思うが、そういう流れと理解したら非常にいいことかなあとと思いますが。

1つ問題意識としては、これが単年度で終わると、来年市長選挙を意識してのことというようなひねた見方か当然の見方があるが、私は子育て支援の一貫性からいえば、今もう、1歳児か5歳児まで保育料、あるいは毎月二、三万円たしかかかるはずですね。私らはもう3万円以上払っていたので、公立の場合は所得によって増減があるようだが、一体平均どれぐらいなのか、そして人数でどれだけなのか、今まで有料だった人、第1子と第2子が2分の1ですか、第1子の金額がわかれば、当然出てくるが。2万円としても、1人園児には24万円もの年間有料の時代に比すれば、補助金を出して無料化をやっていると思います。もう一つ財源問題、国や県がそういう無料化したときに補助金が出ているのかどうか、ちょっとそこまで勉強していないが、どちらにしろ、相当の金額を少子化対策としてやっている中で、しかし、生まれて5歳までは少し子育て楽だが、義務教育や高校になると途端に負担が大きいということでは、今の経済情勢と賃金情勢では、子育て世代はなかなか子供を2人、3人、4人産もうということにならないと思う。

そういう意味では、高校生の義務教育でないところの援助も必要だが、義務教育の段階、今のところ1万円程度という生活応援で、ないよりはいいが、やはり四、五年前からやって人気が出ている、相生市などの給食費の無料化か、教材費の無料化、こういったものは来年以降考えていないのか。この1万円の援助というのも単品なのかどうか。そういう問題意識を持ちながら、高校という義務教育でないところも時代の流れとしては、もうほとんど義務教育的に九十数%が高校に進学している中では、やはり子育て、教育負担の軽減、そういうことからいえば、私はこの5万円というのは単年度で終わるべきではなく、通学費でもいいし、教材援助費か制服援助費か、いろいろ細かいことはよくわかりませんが。やはり、先進的に同じ県下の奈義町などが6万円出しているのであれば5万円程度、それが少々下がろうが上がろうが、援助を継続してこそ子育て世代への安心感による、たくさん子供を産み育てようかということにつながると思うが、どうでしょうか、その辺との、援助の金額の増減はどうなっているのか、援助。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 保育料の金額については、資料がないのでちょっとわかりませんが、後で御報告させていただきます。

それから、この事業については、執行部としては、継続的な事業として実施したいというふうに考えています。

あと子育ての軽減策ですが、今後いろんな面で検討していく必要があるかというふうに思っています。

○掛谷主査 保育料の件については、後からまた。

○橋本委員 先ほど川崎委員が言われた高校生の通学費援助に特化するならば、今回この商品券は、JRでは使えないのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 JRでは使えません。

○橋本委員 これを通年、例えばもう単年度に限らずこれからずっと継続していくと、しかも通学費の援助に充当したいと思われるのであれば、例えば定期券を購入したら、その定期券の何割かまでを公費で助成しましょうという制度にしたほうが整合性を保てると思います。

例えば、同じ高校生でも、片上から緑陽へ通う子、あるいは岡山まで通う子、全然財政負担が違って来るわけです。しかも、商品券という格好で渡すのではなく、期券なら定期券を持ってくれば、その何割かを負担しますという制度にして、通学費の援助をしてやるということのほうがよっぽどすっきりすると思うが、そういうことは執行部で考えられなかったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 確かに委員おっしゃるように、定期券ということも検討はしました。その中で、今言われたように、定期券、電車、遠距離もあれば当然近距離もあります。その中で、一律というのは非常に難しいという中で、平等にという中で、一律5万円ということを考え、地域の経済も含めてこの商品券をとということでこの応援券をさせていただくように考えています。

○橋本委員 あなたの答弁は、全然平等ではないわけです。遠距離に行った人のほうがたくさん財政、通学費の負担はかかるわけです。その費用の何割かを行政が補助してあげるという格好で臨むなら、これは平等ですが、例えばこの近辺の子が緑陽高校へ行くのなら、通学費は全然かかりません。岡山へ行くならうんとかかります。一律5万円の商品券、これ5万円が何に使われるかといえば、JRなんかにはとてもじゃない、そんなものを持っていても受け付けてくれません。市内の商店で何かを買うかコンビニで使うか、そういうことにしか使えないわけです。これを継続してやるなら、もう単年度だけで、ばらまきというならわかるが、継続してやるなら、こんなことで支給するというのは、私はおかしいと思うが、執行部ではそういうところに考えが及ばなかったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 確かにおっしゃるとおりです。その中で、地域経済の活性化ということも考え、今回商品券ということにさせてもらっています。今後も継続していくことに関しては、今後どういった形で応援をしていくか、今後また検討していくことになるかと思えます。

○橋本委員 地域経済の活性化とって、あなたたちすぐに二言目にはそういう美名で片づけるが、商品券が主にどこで使われているかといえば、ほとんどが大手の市外資本の大型店でしょう。そういうところで地域経済活性化とって、あんなもの放っておいてもあそこには買い物に行くわけです。それよりも、もっと小さな商店とか、商工会や商工会議所に加入しているちっちゃな販売店のほうに主力を向けてやるということが、本当の地域活性化になるわけです。ここはそういうことを議論する場所ではないので、差し控えますが。そういうことは、考えられなかったのか、担当課は。あくまでも商品券をばらまき的に、はい、あげますということですか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今回に関しては、中学生に今1万円の応援券を配布しています。その中で、同様の考え方で今回応援券というふうにさせてはもらっています。

○橋本委員 中学生までは、1人に1万円が何で高校生になると一気に5万円になるのかということも、私は不思議に思えてしょうがない。あなた方が算出したこの5万円の金額、どういうところから算定したのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今、文科省がアンケートをしています、平成26年度の学習費、これは高等学校の年間学習費が、公立と私立で月平均が5万8,000円となっています。それをちょっと参考にさせていただいています。

○橋本委員 高校生が5万8,000円に対して中学生は幾らか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 詳しい数字は覚えてはいませんが、公立の中学校ということで一万数千円だったと思います。

○橋本委員 高校生の場合も、公立の高校で限定しているのか、今の5万8,000円は。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 5万8,000円については、高校生で私立と公立、この平均を出しています。

○橋本委員 高校生は、公立と私立とごちゃ混ぜにして、月間の費用を算出する。中学生は、公立だけに限定する。それでは比較にならない。私は、中学生に1万円、高校生に5万円、この差をどう説明するのかと言っている。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 中学生については、市内のほとんどには行っていますので、そちらのほうを中心には考えさせていただきました。

○川崎委員 今の議論、追加でないが、私は1万円、5万円の差なんか大したことないので、保育料の平均が1万円なのか2万円か、1万円としても12万円、第1子が出しているわけでしょう。第2子が6万円でしょう。3子が初めて制度的に国かどこか県の補助金かなんかで市の負担がないわけですか。そういうことからいえば、私は少子化対策、子育て、ぜひともたくさん子供を産んでほしいというのが、保育料無料化の基本的な狙いだと思う。それに対して、教育費は議論にならないので、義務教育は除くが、次の文教のところでやればいいと思いますが。やはり18歳までも義務的な今の日本の社会情勢になっている中では、気持ちとして保育園と同じような援助をするという流れは、継続すべきで、どうしても義務教育はすぐには議論しませんが、やはり教材費と給食費の無料化というのが経済的家庭の負担が大きいわけだから、これをなくす方向というのが必要だろうし、高校になると、これも保育園と一緒に義務教育ではないです。にもかかわらず、子育て支援の観点からそれだけやっているわけだから、教育費の充実というか、教育負担の軽減という意味では、私は5万円が1万円に比べて多いのではなくて、少ないわけです、まだ。これもふやして、できれば保育園並みにふやしてほしい。あとはもう財政的な問題だけなので。そういうことをやらないと、絶対に今の岡山県、特に横ばいで備前市はどうか忘れましたが、1.4で、中国5県で合計出生率というか、あれがふえていないのは岡山県だけだというお恥ずかしい状態が続いているわけです。せめて岡山県の中でも備前市だけは1.6になった、1.7になったと言われるようにするためには、どうしても福祉予算とともにやはり教育負

担の軽減抜きにして子供たちも若者も育たないわけだから、1と5万円の4万円の差よりも、十数万円か20万円との差が大きいので、それを埋める制度的なものを義務教育も高校もやっていただきたいと思うが、いかがでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今、子育てについては、いろんな御意見があると思います。その中で、市として考える方策を今後考えていきたいというふうに思っています。

○立川委員 今の高校生ということで、就学率、市内の中学校を出られて高等学校へ行かれるのは100%でしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 就学率までは、今資料がないので把握はしていません。

○立川委員 私の中でもわかっているが、ある程度は九十何%で、100%は行っていないと思います。何を願っていたかという、就学できなかった子、高校へ行きたくても行けなかった子、高校生になれてよかったなあ、5万円ではなくて、行けなかった子にどういう援助ができるのか、本当に高校に行きたくても諸事情で行けない、経済的な面もあるでしょう、そういった子への援助を考えていただけましたでしょうか。

○高山保健福祉部長 ただいま言われた進学、高校へ行けなかったお子様の援助ということですが、このたびの高校生に対する支援を考える中で、行かれない部分については、考えていません。今回の分は、教育費がかかる高校生のいる世帯について考えさせていただいています。

○立川委員 よくわかります、高校もお金が必要が、そのお金が払えないために高校へ行けなかった子、その子は就労して税金を納めるわけです。その税金を友達が高校生だから、高校へ行っているからということでもらわれるわけですね、5万円。何が言いたいかと言ったら、私はこれだけの資金を投じるのであれば、そういった子にも、基金として、奨学金として貸し付けなり何なり行って学校へ行っていただく、返済は元金だけにしてやるとか、備前市に定住していただいたら半額にしてやるとか、そういったことを本当に定住策とも考えて、有効にお使いいただけるならいいが、その辺の考えは今なかったということで確認させていただきます。そういうことでよろしいですね。

○高山保健福祉部長 まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、高校生、大学生等について、市内へ回帰のための就学の援助というようなことの考えてはございます。そうした中で、具体的に総合戦略の中にはそういう部分は入っていませんが、子育てという部分ではそういう施策も考えられるのかなというふうには思います。ただ、そういう教育の援助ということになると、私どもの部署からはちょっと離れてくるのかなというふうに思います。

○立川委員 ですから、高校生に援助しようという中で、ぜひともそういうお考えをいただいたかったという気がしてお尋ねしたが、それは考えていませんでしたと、別部署でということなので、そう理解させていただきます。

○川崎委員 先ほど薬剤師、医者と看護師については、幾らか補助をして就職してもらい、5年

間したら無料、何か援助してもらい、無料で返済する必要はないとかというような制度があるというのを聞いた覚えがあるが。

やはり、高校生、大学生についても、今、国は利息つきではなく、給付型の返済が要らないというようなことも検討しつつあります。世論もやはり最高学部である大学へ、収入がないために、家庭的事情で大学へ行けない優秀な子がもし行けないとしたら、これは国家的損失です。やはり大学というのは、それだけ重要な意味を持つわけです。その中間である高校についても、やはり能力、学力がありながら家庭の事情で働かざるを得ない人をなくすためには、どうしてもそういう援助を考える必要があるし、それとできればなかなか今子育てしても皆就職で外へ出ていくという流れをとめられないために、社会的人口減が多いわけだから、やはり5年間なら5年間市内に住んで働いていただくと、もうそういう就学の奨学金については、もう返済は要らないとか、やはりそういうものは本気できめ細かく大学生とともにやはりやるべき時期が来ているのではないかと。そうしないと、子育て子育てで18までは一生懸命育てたが、19になって就職及び大学へ行ったら、それっきり市内に帰ってこないという若者が多いから、やはり人口減、自然減が2,250から300で、あとの二、三百は、500以上今減があるでしょう。人口流出による人口減だということになれば、ほとんど若者は就職を求めての市外へ出ていっている現状があるので、少しでもそういうものをここに使ったらいいのかどうかは議論があるが、本人にとってはやはり5年間なり、備前ふるさとで頑張ればそういう返済はいらないということになれば、頑張ってみようかという若者もふえてくると思うが、ぜひこういう制度的なものとともに、そういう個人を応援するという視点は、医者や看護師だけではなく、薬剤師も追加すべきだと同時に、若者定着という意味で、そういう制度の充実を図るべきだと思うが、いかがですか。

○高山保健福祉部長 今、委員がおっしゃるように、若者の定住ということは、本当に備前市としても大事なことであります。その中で、教育についても、子供を小さい時期から高校、大学にということではいろんな教育は本当に大事なことでございますので、私ども部署の中で対応できることは私どもの部署で考えるし、ほかの部署にかかわることについては、そういうことも御意見を伝え、対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○橋本委員 本当にそういう子育て支援であるとか、定住化の促進を考えるのであれば、単年度で1人に5万円あげるから、備前市にというようなことではなかなかのことにはならないと思う。さっきもいろんな方が言われようように、部署は違うが、奨学金で無利子の、これはもう給付型でただやってしまうといえ、また問題があるかもわからないが、あるいはハードルがうんと高くなるので。無利子で貸与という格好であれば、結構楽な形で償還ができるわけです。そういうふうな本当に心底ためになる施策を、私は考えてほしい。これは、あなた方が提案したことでしょう。ただ、1年に1人に5万円あげるといような、こんなもの私はばらまきだと思います。皆さん、部長はそう思われませんか。これがすばらしい制度だと思って提案されたのか、本当に。

○高山保健福祉部長 このたびの件については、議会でいただいた御意見も含め、よそで確かにそういう給付をしているところもございます。そういうところも含めて、これが一番いいかという、いろんな意見はあると思いますが、執行部としては、このたびはこの施策を実施すべきだろうということで御提案をさせていただいています。

今後については、いろいろこれを単年で終わらすのか、また今後も続けるのか。

〔「来年も、再来年もする言よったろ」と橋本委員発言する〕

いうことも含めてやるわけですが、いずれにしても来年同じようにするとしても、もう一回その時分は議会にもお諮りするようになろうかと思えます。

○橋本委員 さっき担当課長は、継続してやると、来年度も再来年度もこの市長が市長になる限りやられるということで、私らは認識しているが、違うのか。今、部長は来年やるかどうかわからないというような言い方をされたが、課長は来年も再来年もやると、継続してやると言いました。

○高山保健福祉部長 今、委員おっしゃいましたように、執行部としては、継続してやりたいというふうには考えていますが、ただ、今現在、準備しているのは、単年度での要項で考えています。その後、制度化ということになれば、再度議会にお諮りする必要があるかと思えます。

○川崎委員 ちよつとばらまきという視点もあるが、もう一つ肝心な議論が抜けている。子供の貧困率、これが全国13.8でありながら、岡山県は16%か17%で、貧困率の基準が何かといえば、平均所得250万円前後らしいが、その半分以下、125万円で3人家族や4人家族が生活する家庭が6人に1人あるというわけです。だから、備前市は優秀な市ではなく、6人に1人が、5人に1人の貧困の家庭がある可能性もあるわけです。そういうことを考えれば、やはり5万円も当然だろうし、貧困で子育てが厳しいからこそ完全無料化、備前市はやったわけでしょう、違いますか。豊かで豊かで困っていて無料化する必要はないでしょう。そういうことからいえば、私は貧困率解消に少しでも援助するために保育料に10万円から20万円もの、1人につき子供たちに援助しているのであれば、義務教育の小学生、中学生とともに、高校もやはり財政的余裕があるなら、ふやしていただきたいという観点こそ本当に安心して、まず子育て期間、備前市で住んで子育てしようかという、子育て若者世代がふえるのではないかということです。貧困率の問題を、この福祉のところで議論できないところに問題があります。もっともっと貧困の原因は、経済的事情だから、克服できないにしても、その貧困的な状態に置かれる家庭をいかに援助するかが児童福祉であり、老人福祉であり、民生である。やはりその辺のことは、私はもうちょっと、どこの段階でもいい、各課でもいいし、調整会議というか、何かトップクラスの会議でもいいが、本気でその問題抜きに克服しないと、やはり備前市は消滅自治体の有力自治体としての名が残らざるを得ないのではないかと。どうでしょうか。

○高山保健福祉部長 委員おっしゃいますような子供の貧困という問題は、日本の中で今大きな問題となっています。そうした中で、貧困であるがゆえに小さいときから大きなときまで含めて

の教育が不足する場合があるというようなことは、言われています。やはりそうしたことがないように、平等に教育が受けられるというのは、国も含めて今検討しているところですので、市としてもそのところはいろいろな方策を考えるべきだというふうには思います。

○橋本委員 貧困の家庭を救うというのであれば、貧困家庭にだけ援助すればいいわけで、収入の多い家庭も少ない家庭も一律に、高校生1人5万円あげるよという、これをばらまきというわけです、貧困者に限定して与える、そういうことだったら、福祉の施策に合致するが、私は今までの備前市がやってきたこの商品券をあげるというのは、所得制限も何にもないわけです。国だって、3万円の生活支援をやる場合には、住民税の非課税世帯とか何とかいういろいろな条件をつけて支給したでしょう。備前市は、それがいいわけでは、もうとにかく、1万円あげる、それはおかしい。今回のこの5万円も、とにかく高校生でどこかの高校へ通っていれば5万円あげるという格好でしょう。余りにも不公平だと。本当に貧困家庭を救うということであれば、その趣旨に合致していないと思う。もっと貧困家庭に5万円ではなく8万円、10万円あげればいいわけです、所得の多いところはもうなくして。そういう考え方は、出なかったのか。

○高山保健福祉部長 委員おっしゃるように、そういう所得に応じて対応するというやり方はあるかと思いますが。今回の生活応援券については、教育費がたくさんかさむ高校生の世帯全体をということで検討したものです。

○川崎委員 貧困とともに、もう一つ教育の機会均等ということがある。所得によって子供に差別化されるようなことというのは、教育上よくないわけでは、何でおまえは5万円もらって、私はもらえないのかと、やはりそういうことを言うのであれば、何で保育料の議論のときに所得によって保育料有料化を残すべきだという議論をしないのか。やはり子育て、貧乏人であろうが金持ちであろうが、子供を育てるといえるのは、大事な大事な子供は宝で、それを所得によって差をつけるようなことをしないほうがいいという、子育て教育論ですよ。だから、貧困の克服も大切ですが、教育の機会均等、平等をいかに、地域に、子供たちに根づかせるかということからいえば、義務教育までが平等の基本でしょうが、できれば高校も今義務教育化とほとんど変わらない現状では、やはり所得による制限とか何かではなく、金持ちの子も貧乏人の子も、自由に自分の能力に応じて自分の望むべき高校で学習できる体制こそ、私は教育の中身の充実ではないかと思うので、機会均等という憲法に保障された条件というのはやはり満たすような制度こそ、私は進むべき方向だと思う。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 先ほど川崎委員がおっしゃった保育料の件ですが、1カ月分、これ平均ですが、1、2歳が1万7,692円、3歳児が1万4,661円、4歳、5歳児が1万3,930円です。

○川崎委員 平均すると年間20万円前後、やはり負担をお願いしていたのをことしの4月から、ゼロ歳児を除いてやはり子育てしやすい条件をつくったわけだから、やはりその子供たちは本当に大切に、ゼロ歳児からというのは命の源だから、大切にしないといけないが、それで切れ

たら意味がないので、やはり継続して20万円なら20万円を支障のないように義務教育も高校教育もやはり教育の充実、福祉の生活の応援という意味で、私は保育園児と同じように援助ができるような体制は、ぜひ今後もとっていただきたいということを要望しておきます。不公平だ何だかんだというのであれば、保育料の差別化こそもっと主張すべきではないでしょうか、私はそう思います。差別化的発言よ、私に言わせたら。

○掛谷主査 議論がいろいろありますが、このことでまだ発言を求める人は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかの件で。

○星野委員 児童福祉費の工事請負費、施設整備工事費の1,500万円の中に吉永幼稚園敷地内に放課後児童クラブ施設を整備すると細部説明に書いてあるが、どのような工事を行う予定なのか。また、金額も教えてください。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今回、神根小学校と吉永小学校が一緒になるということで、放課後児童クラブも一緒になります。その中で、放課後児童クラブを行うのに、小学校の近くがいいというふうな話の中で、現在吉永幼稚園にあるプレハブを使用しますということですが、現在のプレハブは非常に狭いので、これに増築をしていくというものです。

○星野委員 金額は。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 金額は1,500万円でございます。

○星野委員 プレハブを増設して使うということだが、たしかプレハブ自体が耐震化基準を満たしていないと思うが、そのあたりは大丈夫か。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 耐震化基準については、今ここではわかりませんが、特に問題はないというふうに聞いています。

○星野委員 確認ですが、今ある園舎のことでいいのか、このプレハブというのは。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 園舎とは別に、今プレハブが2棟とトイレがあります。現在、ここは預かり保育で今使っていますが、こども園ができると、そちらのほうへ移動しますので、それを利用して、あと人数がふえるので、その分を増設して使用するという事です。

○掛谷主査 ほかに、ないですか。幼保一体型施設までで。

○立川委員 その下の17節公有財産購入費100万円。これ伊部地区の田井山児童遊園地の用地購入と、なぜ今借地から購入に至ったのか。理由をお聞かせいただきたい。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 この田井山地区は、全体で公園面積が484平米あるが、そのうちの49平米分が民地になっています。この民地については、昭和55年6月からずっともう借地として借地料を払って借りています。その中で、毎年約3万円程度の借地料を払っているわけですが、この辺でもう土地を整理したいということで今回上げさせてもらっています。

○立川委員 長年、年間3万円程度で借りていたのが、49平米ですか、なぜ今なのかという気がしたが、その辺も、今の説明よりちょっと踏み込んだ説明があったらありがたいが。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 毎年借地料を計算して、本人と交渉して用地の借地契約を行うわけですが、36年間もずっと借りっ放しということになりますので、基本的には今の地権者と話ができるうちに解決したいということで、今回させてもらっています。当初予算において、その鑑定料を一部上げさせていただいており、今回その鑑定に基づいて金額を上げています。

○田口委員 先ほどの星野委員と関連するが、ぜひ委員会が終わるまでにその図面を出してほしい、平面図を。ここをこういうふうを増設するという平面図を、そのぐらいあるでしょう。1,500万円の予算を組むのに、図面も見せてほしい。頭の中だけで予算を組まないでしょう。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 平面図は、まだございません。見積もりがある程度でございます。

○田口委員 それは余りにもいいかげんだ。平面図も略図もないのに、1,500万円の予算を組んで。何で1,500万円なるのか、試算根拠をちょっと説明して。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 ちょっと見積書はないわけですが、増設するプレハブが2棟、それ今基礎が当然入ってきます。それとあと電気設備の関係、クーラー、空調機の関係とあとはトイレが今幼稚園のトイレがございますので、それを小中学校生が使えるようなトイレにするということでの見積もりで1,500万円ということで上げさせてもらっています。

○田口委員 その内訳出してくれたらええ。

○掛谷主査 見積もりが出ますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 これから準備させていただきます。

○掛谷主査 休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時02分 再開

○掛谷主査 休憩前に引き続き分科会を再開します。

田口委員のお尋ねに対する答弁を願います。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 平面図は、今図面でお示しさせていただいたとおりです。真ん中辺に、位置がありますが、プレハブのあるところへ今回2棟プレハブを設置することです。見積もりに関しては、まだ入札が終わっていないので、控えさせていただきます。

○田口委員 こういう話は、これからも未来永劫に続くわけだが、やはり委員会に対してちゃんと説明ができるように、それなりの平面図ぐらいつくって、やはり提案してほしいということを要望しておきます。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 以後、注意します。

○橋本委員 今、図面を見ていたら、吉永幼稚園にこれは併設するという格好で放課後児童クラ

ブの教室を確保するということか。学校名、吉永幼稚園と書いているが。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今、吉永幼稚園の中にプレハブが今あるわけです。そのプレハブのところへ2棟追加して放課後児童クラブを行うということです。

○橋本委員 吉永幼稚園というのは、今度幼保一体型施設ができて、来年の遅くとも4月1日からは新しい施設へ移転すると。この吉永幼稚園というものは、もう要らなくなるという格好で、ただしここは耐震基準を満たしていないという中で、この建物は使えないと思うが、今後この幼稚園の旧園舎はどうされる予定で執行部はいるのか。

それを耐震補強して使うということとはできないのか。幼稚園の園舎を利用するというのは。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今は、園舎は耐震性がないということもありますし、かなり古いということもあり、放課後児童クラブの方からは、この場所としてプレハブとしては使いたいと、こちらのほうを使いたいというような希望がある中で、今回上げさせていただいています。

○掛谷主査 今のところまでいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、参ります。

〔「幼保一体は」と呼ぶ者あり〕

はい、どうぞここまで行きます。

○橋本委員 幼保一体型施設整備費で6, 116万5, 000円補正されています。その内訳として、工事請負費が1, 500万円、備品購入費が4, 616万5, 000円、これは議案第112号とも連動するが、細部説明書を見ても、はっきり言ってよくわからない。1, 500万円が何なのか、4, 616万5, 000円が何なのか。この積算の根拠、内訳を教えてください。できたら、書面で内訳はこうだというのがあれば、教えてください。あるいは工事請負費で1, 500万円は、単工事ですか。施設だけの工事で、口答で説明すればわかるようなことでしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 まず、施設整備の備品の件については、今回幼保一体のこども園が新設されるので、それに伴う机とか椅子とか、そういったものの購入費です。

○橋本委員 ですから、この4, 616万5, 000円の内訳はわかるわけでしょう。あるいは入札を控えているからそこら辺の内訳は教えられないのか、積算根拠は。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 積算については、見積もりから出しているが、数とかそういったものであれば、こういったものが何個とかというのであれば、お示しできるというふうに思いますけど。

○橋本委員 私らは、当然こういう備品購入、遊具とかそういったものも含めて、大体この施設を建設するとき、そういう中に入っているものと思っていたが、こういうふうに別途で出てくるといふ形だと、物すごく細分化して、またこんなものを追加で購入したい、こんなものを追加

で購入したいというようなことが出てくる可能性はあるのか。もうこれが最後ですか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今回備品の購入については、もういろいろ精査した結果がこの数字になっています。

○橋本委員 その上の1, 500万円の内訳はわかりますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 この施設整備の1, 500万円については、現在、本体工事を行っています幼保一体型施設整備工事の中で、外構設備をこれから行っていく必要があります。その外構設備の中で、今回議案に上げさせていただいています本体工事増額分等の関係で外構の一部が不足するというので、今回この1, 500万円を上げさせてもらっています。

○橋本委員 具体的に、その外構工事といえばどういうものが外構工事に該当するのか。

それと、今回議案第112号を見ると、単純に変更契約で2, 800万円ほど増額になるが、それらはこの予算書の中にはどういう格好で出てくるのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 外構工事ですが、内容としては、擁壁工、排水溝、フェンス、縁石、舗装工事と一部の用具の移設を予定しています。

その中で、現在本体工事の残額が4, 600万円ございます。そのうち今回の変更で使用する金額が約2, 800万円で、残りは残額が1, 800万円という中で、外構工事の予定金額は3, 300万円、その差額の1, 500万円です。

○橋本委員 そういった陰に隠れた分を我々に教えずに、あなたらのところだけで計算して、そんなのははっきり言ってずるい。だから、予算の執行残がこれだけあると、こんだけこういう外構工事があると、だからそれに充当したら、あとこれだけ必要だからこれを認めてくださいという、過不足の積算の根拠があるでしょう。それを示してください。ただ単に、1, 500万円といえば1, 500万円の追加、擁壁等の工事があると見るが、そうではない、三千幾万かあり、そのうちの足らずが1, 500万円だから、予算で認めてくださいと。これは、やはり外構工事にこれこれこれこれにこれだけかかる、それで執行残がこれだけある、だけどこれだけ不足する、だから1, 500万円追加で補正してくださいという積算根拠を示してください。

これ外構工事の図面は、当初の図面にあるのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 全体の計画ですので、その中に外構部分も入っていると思います。

○橋本委員 その外構部分が入っているのなら何で入札のときに、あなたが担当課長になる前の入札のときに、これらの外構工事は入札の中に入っていなかったのか、この工事は。図面に、設計図書に入っているっでしょ、外構工事も。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 図面には入っているとは思うが、その外構工事、いわゆる土木工事については、市内業者優先という中で、市内業者に発注ということで別発注にしていると思います。

○橋本委員 していると思いますというて、我々そんなこと全然聞いていない。その図面があっ

たらこういったものをつくって幾らで入札するので、図面が第一優先です。図面に載っているが、それは入札のこの分には、参考内訳書には載っていないから、これは別物だというのは、あなた方の理論です、私ら何だろうかなあ、これと思うわけです。とりあえずこの内訳を出してください。

○掛谷主査 ありますか。それが出せますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 ちょっと確認をしてみます。

○掛谷主査 確認はいいが、出ますか、その図面が。

休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時29分 再開

○掛谷主査 引き続き分科会を再開します。

橋本委員の質問に対し、答弁を願います。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 今、図面をお配りしたところですが、全体の真ん中に今建築物が来ます。外構工事として、赤い部分、これが全体的に赤い部分、外周の。これが外構工事になります。擁壁等、それからブルー、これが水道関係です、この中の分です。それから、本体工事の後ろ側、後ろ側に駐車場があると思います。その駐車場の舗装関係、それからライン関係がここでの工事になります。

〔「駐車場、右側のこと」と橋本委員発言する〕

右も、はい。右とその上ですね。

〔「上」と橋本委員発言する〕

はい。上側の部分が駐車場になります。ここの舗装が入ります。

それから、堰堤に真砂土等を敷いて敷きならしということを考えています。

それから、これは全体的な外構工事の分です。

それで、金額の関係ですが、予算が6億1,000万円あり、本体工事の契約が5億5,944万円です。それから、一部水道工事等を行っています。その関係で。

〔「水道工事」と橋本委員発言する〕

はい。

〔「何工事」と橋本委員発言する〕

水路ですね。水路と外構の一部を行っています。

〔「それを教えて、水路工事と外構工事の一部」と橋本委員発言する〕

この水路が部分的に行っており、129万6,000円。それから、外構の取り合いの関係で254万8,000円。それを現在行っています。

〔「現在、やっている」と橋本委員発言する〕

いやいや、もう終わっています、これは、もう部分的なものですから。現在の残額が4,671万6,000円。

〔「今度の外構工事が全部で幾ら」と橋本委員発言する〕

今度の外構工事の予定としては、3,300万円程度を考えています。

〔「不足が」と橋本委員発言する〕

不足が、今回の本体工事の変更増をした場合に、最終的な残額が1,800万円になります。

〔「4,671万6,000円残っているが、契約変更は幾ら」と橋本委員発言する〕

2,828万3,000円。

〔「幾ら残るのか」と橋本委員発言する〕

残りは、約1,800万円。

○橋本委員 今度3,300必要だから、1,500万円が足りないと。だから、それを認めてくれということですね。

大体わかったが、これは物すごく難しい。算数がよほどやれる人間でないと、これわからない。今聞いてもわからない人はたくさんいる。こんな複雑怪奇なことをよく口答で説明して、理解してと言えるな。これは書面になっては出てこないのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 外構工事については、これから契約、入札の段取りになりますので、その辺が。

○橋本委員 だから、個々に例えば擁壁工事が幾ら、側溝工事が幾らと、舗装工事が幾らというものをいってない。外構工事は、今の3,300万円でもう我々理解したから合算して、ただどさっきの数字のからくりを、こんなもの今説明して、さあわかれといっても、なかなかわからない。それを、文書で出してくることはできないのか。

○掛谷主査 大丈夫ですか、出せますか。

○橋本委員 水路工事に129万6,000円と外構工事に254万8,000円、既に施工済みと言いましたね。これ予算措置しているのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 執行残しかありません。

○橋本委員 執行残は、執行部の勝手に発注できるのか、執行残があつたら。できるかできないかだけ答えればいい。別に議会の承認も何も要りませんというのであれば、勝手にやればいい。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 部分的な執行残については、使用可能というふうには思っています。

○橋本委員 執行残だから、執行残として当然本来なら残るわけだが、それをもう水路工事や外構工事で勝手に予算執行、もう既に工事が施工済みということだが、そんなことができるのか。ほかの担当の部課長、そういうことはできるのか。私は、本来なら執行残は執行残で、あとこういふ工事が出てきたら委員会なり議会にかけて、これ予算化してくださいという格好が当たり前

だと思うが、執行残があれば何でも使えるのか。

○高山保健福祉部長 今回の本体工事については、本当に議会議決もいただき、契約をしております。その他の部分で外構等を含めて契約、予算を組んでいた中には、外構等の予算として計算していたものがあると思われます。ですので、その部分で外構等に使用させていただいているというふうに理解しています。

○橋本委員 そんな難しいことを聞いていない、部長。いいですか。これ6億1,000万円の予算を計上した。落札が約5億6,000万円です。入札残が大分残ります。それを勝手に水路工事に、あなたのところでこれやってくれと、外構工事の一部にこれをもうやってくださいというて、それも250万円とか130万円とかという工事です。こんなのは、議会に報告も、あるいは予算議決も何もしなくても、これはできるのか。

○高山保健福祉部長 この部分については、できるというふうに思っています。

○橋本委員 そしたら、工事自体を安く落札しておいて、入札残がたくさん残ったから、後で業者と執行部とが、例えばつるんで、これを追加でやってくれというて、議会の承認もなしでやれるのか。

○高山保健福祉部長 議会の承認というより、その当初予算の設計の中に、本体の工事とそれから外構部分等の部分があるのを全部まとめて予算計上させていただいているわけですので、その中で必要となっている設計図書の中にある外構工事を行っているということになっています。

○橋本委員 それだったら、当然この図面に載っている外構工事は、入札の中に入れるべきでしょう。この5億5,944万円で落札させるのではなく、もう少し高い金額で。そのかわり、この外構工事も水路工事も入っていると。それを除いて落札しておいて、恐らくこれ水路工事も外構工事も別の業者ではないでしょう、今請け負っているJVがやっているわけでしょう。違う業者がやったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 水路工事は別の業者です。

○橋本委員 別の工事業者がやる分には、議会の予算議決も、こういうところにこういう工事をやらせますという了解も何にも要らないのか。執行部の一存で発注できるのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 全体工事の中で、今部長が言いましたように、建築工事と外構工事があります。その建築工事本体については、議会の議決が要ります。ただ、土木工事として部分的な発注というのは、特に問題がないというふうに思っています。

○橋本委員 それだったら、議案第112号に出てくるカルシウムだ何だというようなことも、全部執行残、入札残で処理しておけばよかったわけだ。それについては、あなた方は相当の覚悟でこの委員会に臨んでいるわけでしょう。私らだって、もうそれが執行権でできるということであれば、我々がとやかく言う必要はない。もう執行部の一存で何でもかんでもこれからやればいいのか。どう思います、委員長。

○掛谷主査 そういう上での答弁をされているから。

○橋本委員 いや、ほかの人らもそれでいいのか。

○田口委員 部長、私は余り言いたくないが、水路工事と側溝をしたと。要するに、建設工事しているのに、それを2カ所しないと不都合だからそこをしているだけの話であって、それも含めた中で6億1,000万円の予算を云々と先ほど言われた。それだったら、きょうこういう図面が出てこずに、それは当然その中に全部入れて、それは入札しておかないといけない。分離発注するなら分離発注しなければならないし。

あなた方は、今までしてきた罪をつじつまあわせて答弁しているだけだ、はっきり言うて。何でもかんでもできるなら、先ほど言うたように、それこそカルシウムを執行残で消しておけばよかった。それなら何も言われなくて済む。そういうことだろう。それは、なぜしなかったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 基本的には、今言われたように、本体工事の中に入っているという考え方の中で、全体の今の建築工事の中に入れるべきだろうということで、変更させてもらいました。

〔「ようわからん。委員長、言うことないんかなあ」と田口委員
発言する〕

○掛谷主査 いや、別に、それは。

○川崎委員 1,500というのは、1,000万円単位の金額がこういう補正予算となって、執行残が結構1,000万円単位で、今の説明ではあったような気がする中で、小さい100万円単位の金は、執行残で執行できて、その基準みたいなものはないのか。300万円以下はオーケー、300万円、500万円以上はだめとか、そういう執行残の使い方、執行部で。

○高山保健福祉部長 基準と申しますか、予算取りの中では、外構、それから本体工事というような大まかに分けると2種類になると思います。その中で、契約自体を本体工事の部分と外構とに最初に分けて行った、契約を結んでいますので、その中でそれぞれ発注をかけた。ただ、本体工事を行う中で、カルシウムが大量に想定外に発生したものですから、工法がその地盤を軟弱な地盤では施工ができない工法というようなこともございまして、そのカルシウムは完全に除去しないとそうしたものが施工できないというところで、本体工事としてそのカルシウムを全部除去する必要が出てきたということでございます。ですので、私どもが報告、4月にそういう事案が発生したときに、本当に委員会なり議会のほうへ御報告をしながら御相談をしてやってくれば、こうしたことはなかったと思うが、その部分本当に私どもが漏れており、そのところを申しわけないと思っています。本当にやり方としては、契約が最初から分ける予定での契約を昨年度に本体工事を発注したということで、外構については本年度になってから契約をさせていただいているというような流れになっていると思います。

○川崎委員 ちょっと質問からずれているが、120万円と250万円か、129か、こういう金額は何かさっきでは残で執行できるというたが、これは際限がないのか、1,000万円であろうが、3,000万円でもできるか。随意契約は50万円か100万円だったらできる、それ

以上だったら……。

〔「議会議決を要するか要さないか」と呼ぶ者あり〕

入札が必要だとかなんとかという、こういう執行残高の捉え方というのは、基準というのがあるのかないのか。

それと、もう一つ疑問が、さっきの説明では、建設残土は穴掘ったりするときの建築に付随した工事だから、建設費へ入れないといけないので、総額の変更は建設費としての変更が必要だという言い方をしたが、建設残土というのは、穴を掘っているというか、何か外構工事というか、土木工事みたいなものだから、ことしそういう予算をとったのであれば、そこへ入れるという方法もあったという疑問も出てくるが、そこら辺との考え方、執行残の執行の仕方と同時に、何も建設費へ入れなくても、外構のほうがどうせ工事してみると、現場でないとわからないこともあるのではないか。土木といえば大体そういう感じがしますが。そういうときだったら、外構へそういうよくない建設残土は、外構の運搬ということで外構土木みたいな工事費でことし計上しておいても問題はなかったと思うが、その辺は何でかた苦しく建設費が、追加補正しなければならなかったというふうにしなさいか、そういう実行の仕方をしたのかという疑問も出るわけです。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 残土の処分については、今本体工事の基礎をしていくのに、その撤去が必要だったということで、本体工事の中で。

○川崎委員 必要ないはわかって、今さっきの説明だけど、土を運ぶ自体はどう考えても建築物の一部ではない。邪魔になるからどけるといふ発想でいけば、その外構工事というか、用水をつくるとか、穴を掘って何かするみたいな感じで、外構工事、土木工事という別枠で捉えとったら問題がなかったし、そうしたら委員会にも早く報告できた事案だと思うが、そういう捉え方はできなかったのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 その本体工事のグラウンド、グラウンド整備が本体工事にかかってきますので、その関係で本体工事にさせていただきます。

○橋本委員 水路工事、外構工事を勝手にもう発注してもう既に施工済みということだが、水路工事の129万6,000円、外構工事の254万8,000円、これらについては、入札を実施しているのか、随契か。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 水路工事は、ちょっと確認させてください。

外構工事の一部については、随契で行っています。

○橋本委員 随意契約でこんなものぼんぼん発注できるなら、さっきも言ったように、安く落札して、後で追加工事、これも追加工事で、随契でお金もらったらできるなら、こんな簡単な仕事はないぞ、幾らでも安く受けるぞ。そんなことをささないように入札、これとこれとこれと入っているわけでしょう。新たな分が出てきたら、当然予算計上して、入札にかけるべきではないか、分離発注と言うのであれば。おかしいではないか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 随意契約については、理由がいろいろあり、その理由

に該当すれば随契ができるということです。

○橋本委員 だから、この分は随契に当然充当する科目であるというふうに思うのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 この部分の外構工事については、随契が一番いいという判断をしています。

○橋本委員 その際の前議決、予算がこれだけだと、ここに随契で発注するというような議会の承認というか、そういったものは要らないのか。もう勝手に全部できるということか。私は、きょう初めてこれ聞いたわけ、こんなことになっているというのを。こんなことができるのであれば、もう議会は必要ないと私は思うよ。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 随契に関しては、今言われた理由があれば、少額であればできるというふうには思っています。

〔「ほんならこれが該当する思うとんじゃな」と橋本委員発言する〕

はい。

○田口委員 その129万円と250万円というのは、この図面ではどれになるのか。

〔「もう既に済んでいる」と橋本委員発言する〕

済んでいるところだったら載っておろう、これだけの図面を書いているわけだから。

〔「済んでいるところを図示してほしい」と橋本委員発言する〕

○掛谷主査 わかりますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 水路に関しては、JRと駐車場の間ということです。ですから、今、駐車場が上にあると思うが、その上がJRになっています。その部分の右の一部です。

〔「もう済んでいるやつは図面もらってもいいのではないかと橋本委員発言する〕

それから、外構の一部に関しては、現在南側の今ピンクが塗ってあると思うが、その一部です。

〔「これの一部」と橋本委員発言する〕

はい。

〔「それなら、今度新たにする必要はない、3,300万円かけて」と橋本委員発言する〕

いや、その一部だけです。家屋との近接部分がありましたので、その部分だけを先行的に今回、基礎工事を打つ部分、下の。その部分の一部を、外構を今回発注したということです、している。

○橋本委員 これは当然これから入札に付されるということでお返ししますが、129万6,000円と254万8,000円は、どうも随契でもう既に工事も終わっているということで、そ

これらの部分がこのうちのどこに当たるか図示したものを資料請求します。それぐらいは、出せるでしょう。もう既に工事をやっているのだから、随契で。

○掛谷主査 出せますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 外構工事は、今工事中ということでございます。

○橋本委員 随契でもう契約書を締結しているわけでしょう、254万8,000円、あるいは129万6,000円は、契約締結しているでしょう。

〔「はい」と丸尾子育て支援課長兼こども育成課長発言する〕

その契約書と図面、委員会に出してください。もう既に契約しているわけだから。

○掛谷主査 課長、出せますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 はい、わかりました。

○川崎委員 こういう金額は、理由があればできるというなら、価格の上限はないのか、随契。500万円でも1,000万円でもできるのか。基本的には、理由があればといえば、具体例としてはどういう理由になるのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 そこしかできないとか、状況に応じて今ここでしておく必要があるとか、そういった理由があれば随契は可能です。

○川崎委員 いうよりあれでしょ、この本体を受けた業者にやらせたという意味でしょ。全く第三者の業者にやらせたという意味ではないでしょ。どうでしょうか、そこら。そうしないと、理由づけがちょっと明確でない気がする。理由があれば幾らでもできるという、すごく柔軟なというか、勝手に何でもできるというふうに理解できないこともないが。どうですか、そこは。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 外構工事については、今の建築業者に出しています。水路はちょっと確認させてください。

○橋本委員 これがさっき言った、もう既に発注済みの水路工事と外構工事が最初の本体工事に含まれなかった理由、これは何でしょうか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 外構工事については、外構部分だけを別途に入札をということで考えていました。

○橋本委員 そんなもの、分離発注分離発注というて、随契でJVにやらせているのではないか。分離発注もくそもありやあへんがな。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 その中で、今回施工した部分が非常に基礎を打つときに家屋と近接をしているということで、もし本体工事の完成後にここをさわるのは非常に難しいという中で先行的に随契で工事を発注しています。

○橋本委員 そういうことだったら、最初の本体を発注するときに、こういった水路工事や外構工事、後からだったら発注できないものは、全部ひっくるめて本体工事で発注しておけばこんなことにならなかったわけでしょう。それを、ああ分離発注しようと思って、このようにしている、あのようにしているというて、要らない理由を取ってつけてひっつけているから、論拠が

崩れるわけだ。

そういうことで、最初の中に落としておりました、ごめんなさいというて、謝ることを知らないのか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 大変申しわけありません。

○田口委員 さっきの説明では、その水路をしておかないと本体工事に支障があると、これ何のために設計施工しているのか。どこだったのか、これ。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 設計は宮崎建築設計です。

○田口委員 そういうところは、瑕疵にならないのか。ついとって何でそういうことが起きるわけ。課長はかわったばかりで、部長も、前の担当がつくったシナリオのところへどんと行って、余りにもいいかげんなシナリオのところへ行ったから、こういうことになって大変気の毒だけれどな。

〔「わしも気の毒に思う」と橋本委員発言する〕

気の毒だけど、普通はそういうことは起きないように、図面屋がついているわけだ、君らでは無理だろうということで。その図面屋は、そういういいかげんなことをしていて、平然と何の責任も負わないというのは、私はよくわからない。

もう一つ、カルシウムは本体工事にいうて、その執行残そのものが本体工事の執行残でしょう。だから、それを本体工事だから本体工事だから別に工事を追加で議決してもらわなければならないというのもよくわからない。もうあなた方の説明している8割か9割はわからない。今までの感覚では、理解できない。

〔「できん」と橋本委員発言する〕

できん。とりあえず橋本委員が言ったように、129万円と250万円の図面は、その部分だけは早急に出してください。

〔「それと契約書」と橋本委員発言する〕

契約書と。とりあえず。

〔「コピーしなくてもいい、見るだけで」と橋本委員発言する〕

○掛谷主査 出せますか。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 後ほど、確認します。

○掛谷主査 しばらく休憩。

午後3時03分 休憩

午後3時17分 再開

○掛谷主査 休憩前に引き続き分科会を再開します。

橋本委員に対しての答弁を願います。

○高山保健福祉部長 このたびの吉永幼保一体施設の整備工事については、昨年度予算をいただいていた。その中には、本体、グラウンド、それから駐車場等を含む外構施設の整備という

ことで、全体の設計に基づき予算を計上させていただいていました。それで、昨年度入札をする際に、その一部について入札を行って、本体とちょっと図面上で示さないとわからないと思いますが、一部その外構等については、別途発注するというので予算を残して発注したというような中で入札が行われています。ですので、今回行われております外構工事、それから今後行います外構工事等については、当初から予算に計上していた金額について既に済ませているものもございまして、これから発注させていただいているものがあるというふうに御理解をいただけたらというふうに思います。

その中で、増額今回お願いしているのが、想定外の金額が出てきたということでございます。ですから、執行残を勝手に使ったということではなく、予算で最初から入札を分けて行う予定であったものを分けて今発注をしているという状況です。

○橋本委員 そういう説明であればわかるが、冒頭の金額の計算のときに6億1,000万円の予算計上、それに対して5億5,944万円の入札、落札と。あとが入札残で残っている、その中から水路工事と外構工事にこれとこれを使ったと、まださらに、それでも4,600万円ほど残ると、契約変更で2,800万円これが必要になるから残りが1,800万円なんだと、さらに新たな外構工事として3,300万円ほどお願いしたいと、だから不足額は1,500万円なので、このたび予算計上した1,500万円はそうなんだという説明を受けたら、当然これは誰だって執行残としてそれが残ったから勝手にそれを執行部が使っているというふうにしか見えないわけです。

今、契約書を見せてもらいましたが、1件はJV、1件はそのJVの一翼を担っている東備建設、もうそこら辺でお金を適当にやりとりをしている、これだったら、何回も繰り返して言うように、安く入札をして、あとは追加で見てもらおうということにつながってくる可能性がある。だから、それらは全てやはり議会にも報告しながら進めていかなければならないのに、もうあなた方が一存で全部やっていっているということに、私は大変憤慨している。そこら辺については、執行部はどう処置をするのか、我々も一旦拳を振り上げている、その振り上げた拳をおろさないといけませんが、何らかのことを考えているのか、執行部は。それとも、もういいやこれでもう最初に6億1,000万円の予算計上したときに、こういったことも全部しなければならないことの中に含めていたと、最初の当初の5億5,944万円の落札の中には、そういったものは入っていないというふうに、もう突っ張って、これは至極当然のことであるという格好で突っ張るのか、今後も。別に議会議決も要らないと、相談も要らないという格好か。

○高山保健福祉部長 今回、カルシウムの発生についていろいろとこちらのほうで議会に御報告等ないままそれを搬出してきたというようなことがございまして、このたび予算不足が発生したというようなことになっています。その点については、まことに申しわけないと考えています。今後は、このようなことがないように十分注意して事務に当たりたいと思っています。まことに申しわけございませんでした。

○橋本委員 ならば、不足額が出なかったら別に議会に承認を求めなくてもよかったと、6億1,000万円の予算の範囲内で、例えば全部済んでしまうのであれば別に構わないという見解ですか。

○高山保健福祉部長 そういうことではございません。議決をいただいております案件ですので、それは変更の議決をいただかなければならないというふうに考えています。まことに申しわけございません。

○橋本委員 ならば、さっきの外構工事の随契で行ったという254万8,000円も、これJVが随契で受けていますね。これも当然このたびの契約変更の中に入れてもいいのではないかと。そこら入れる必要はないのか。これから新たな外構工事を全部入れようとしているわけでしょう。入れるのかな、この3,300万円は。入らないね。

○田口委員 いろいろ聞いても話のつじつまはもう合わないが、部長が言われるような話も、最初からそういう説明で提案しているのなら、幾らか理解できるが、たまたま安くそれなりに落ちたからいいようなものの、それなら6億円で落札していたらどのようになっているのならという話になるわけでしょう。まあその辺はもういいです。もうこれで、これだけの予算で、今後一切一円たりともお金は要らないと理解しておいてよろしいか、課長。

○丸尾子育て支援課長兼こども育成課長 はい、そのつもりでございます。

○掛谷主査 この件について、あともうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

生活保護費ではありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

衛生費、保健衛生総務費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

環境衛生費で。

○橋本委員 33ページ、負担金補助及び交付金、火葬補助金、これ質疑で、市外で火葬する備前市民の人に補助金を出すと。備前市では、市民の上限が1万2,000円だが、岡山市あたりで備前市民が火葬したら3万7,000円ほど取られるから、2万5,000円補助するという、今回の提案ですが、金額はわずか66万円ですが、これらについて市民からの要望があったかどうか。

というのが、3万7,000円払ってでも岡山で火葬執行をしたいと思うのは、市民の勝手な考え方で、備前市でできないから岡山へ持っていくということでは、私はないと思う。それにわざわざ市の施設を使わずに岡山のほうに行かれる人に、その差額を補助金としてみてあげると、見てくださいという要望が市民の間から起こったのか。

○大森環境課長 市民からの要望はいただけていません。

○橋本委員 出てこないのが普通です。こんなものは、別に備前市でやれるのにそこがもういっ

ばいだから備前市が受け付けられませんと、そういう条件の中で、他の市町村へ行って火葬を執行しますという分については、当然かわいそうだということで差額を担してもいいが、遺族が望んでそちらへ持っていくわけでしょう、御遺体を。そんな分に対して何で市が補助金という名目で見てやらなければならないのか、私は不思議でかなわない。今度、北部衛生施設組合で火葬場を建てかえるどうのこうのということを議論されているが、その際には、我々は今までの議員としてそれには加わらずに、向こうで言えば和気町だから、町外になる。吉永地区の住民がそこでやる場合には、近隣にあって備前市まで持ってきていたら大変だからということで、そういった制度を創設するというのは、うなずける。そういうことではなく、岡山市だ赤穂市だということになると、何でそこまで見なければならないのかと思える。そこら辺、理路整然と教えてください、この必要性について、私は必要ないと思う。

○大森環境課長 この火葬補助については、担当課で検討したわけですが、市内に2カ所火葬場があります。それから、和気のほうで吉永地域の方が利用されています。3カ所ある中で、どうしても市民でありながら病院等で市外で火葬された方について、火葬補助をしたいというふうに考えています。

○橋本委員 したいというのは、あなた方担当課がみんなで集まって、おいこうしないか、ああしないかと言ったのか、それとも市長が、おい、これ検討しろと言ったのか。もうはっきり教えて。私は、こんな発想が一担当レベルで、何でこんなことが出てくるのかと。備前市が断った場合、別よ。今いっばいだからだめというときには別として、もう最初からそちら選択されるのだから、別に1回ぼっきりで3万7,000円払ったからといって、別にどういうことは、私はないと思うが、あえてこの分に踏み切った一つの大きな理由は、何かあるのか。

○大森環境課長 先ほどの市外でどうしても火葬された方の火葬補助ということもありますが、そのほかにもこれから東南海地震とか災害とかで炉が使えなくなった場合は、市外で使用されるというふうに考えています。また、備前についても、日生についても、炉が古くなっています。こちらのほうもいつ何どき故障なりが起り使えなくなるということになるかと思えます。また、火葬が集った場合に御家族の方の利用する時間のほうが合わなくなったりということで、市外の炉を使うというようなことも想定しています。そういったものを含め、火葬補助をしていきたいというふうに考えています。

○橋本委員 課長、今執行部の方針を御存じでしょうか。日生の火葬場を廃止しようという動きがある。私らは、反対している。せっかくつくったものだから、これを新たにつくるといえば大変だから、存続してくださいということで今までずるずると存続しているわけだが。さっきの答弁とまるで真逆です。そういうことのために、やはり1カ所よりも2カ所、今の和気の斎場が多分備前市が離脱することになると思うが、2カ所ぐらいの体制で行ったほうがいいでしょう。私は、そう思うが。

今回あえて岡山のほうでやるのに、お金を出すというから、もう御丁寧に何でそこまでしなけ

ればならないのかと。あくまでも遺族の意思でもって向こうでやれるわけだから、私はそれが3万7,000円かかろうが、5万円かかろうが、その方々が負担すべきで、備前に連れてくれば1万2,000円でできるわけだから、そんなに遠くてかなわないということでもないからと、私は思うが、やはり必要ですか、これは、市民からの要望もないのに。

○大森環境課長 要望としては聞いてはいないが、やはり市民の皆様のことで何ができるかというふうに担当課のほうで考えてこういう制度を設けたいというふうに考えています。

市内の炉については、先ほど委員おっしゃられたように、日生の炉をどうするかということもあったかと思いますが、今のところ存続して続けていくというふうになっています。和気の斎場についても、今後改修していくのか、新築していくのかというあたりについては、現在検討中で決まてはいないということになります。やはりその中で3つ市内で使えるということではあるが、先ほど言いましたように、どうしても市外で火葬されたということについて、補助をしたいというふうに考えています。

○橋本委員 どうしても補助したいわけじゃな、まあせられえ。

委員長、もうよろしい。

○川崎委員 市外の火葬場を使う場合、先ほどの説明を聞いていると、市外の病院で亡くなられたとか、その近くの火葬場というのは、合理性があるので賛成できるが。市民が市内の病院なり自宅で亡くなられた場合に、さっきの説明では、火葬炉2つ、3つが全部詰まっていた仕方なく何日も待つわけにいかないということで市外でやった場合、その例外の2ケースしか補助金を出さないというふうにも聞こえるわけです。それとも勝手に空いているが、市内ではもう家族葬で秘密主義でやりたいので、密葬なんかでどうしても火葬場を使うとわかるということで、あいてるがよそで使う場合は補助金が出るわけか、出ないのか。それも出すのか。

○大森環境課長 今までの例を出して説明させていただきましたが、基本的にはそういった理由には特には設けず、市外でされた方には補助したいというふうに考えています。

○立川委員 これは一過性の施策でしょうか。ずっとでしょうか。これだと多分20人ぐらいの予定と思うが。次年度からもこの補助金は考えているか、教えてください、確認です。

○大森環境課長 次年度も続けて行いたいと思います。市外の方については、20人から30人ということで、人数的に少ないとは思いますが、引き続き続けていきたいというふうに考えています。

○立川委員 そしたら、万一ですが、大体よそでするほうがいいという人がどんどんふえてきたら、また補正で増額ということもあり得るということですね。

○大森環境課長 やはり火葬場については、市外の方というのはなかなか距離的に遠いということがありますので、通常は市内に近いところでされるということで、この補助金ができただからということもふえていくというふうには考えていません。

○掛谷主査 次に参ります。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

公害対策費はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

塵芥処理費、し尿処理費で。

○星野委員 塵芥処理費の備品購入費2,289万3,000円、じんかい収集車の購入ですが、細部説明によると、ハイブリッド式パッカー車2台購入とあります。この金額的には妥当な金額か。

○大森環境課長 じんかい収集車については、老朽化している収集車の2台の買い換えを予定しています。1台について1,144万6,326円ということで、このじんかい車については、ハイブリッドシステムを搭載しており、高い水準の環境性能とすぐれた低燃費、静動性を持っています。走行時に充電した電力でじんかい機を駆動して、エンジンの停止時にでも作業が可能となるということになっています。低炭素社会の実現に向け、じんかい収集車の低公害化を図るということで、CO₂の削減効果もあります。それから、可動部分が電動化しており、収集作業時の低騒音と排気ガスの削減、それから収集現場の環境の改善ということも考えています。今現在の収集車については、非常に燃費が悪いと、それから修繕費用もかかっています。年に何回も修繕をするということになっています。特に、音が激しいと、それからパッカー車の車体部分に穴があいて汚水が流れるというようなところの修繕を続けながら使用しています。ですので、この機に燃費のいいじんかい収集車を購入したいというふうに考えています。

○星野委員 ちなみに、これまでのじんかい収集車はどれぐらいの値段だったのか。

○大森環境課長 今回のじんかい収集車については、定価見積もりということで、金額ですが、実際に買った金額となると、一番新しいので平成23年が572万3,000円、それより前に23年1月で607万円です。

○星野委員 ハイブリッド式の燃費がわかればお教えてください。

○大森環境課長 カタログ値ですが、ハイブリッド車がリッター当たり12.2キロです。

○川崎委員 値段が倍ぐらいだが、とても燃費で何か償却できると思いませんが、静かでということになればいいと思う。積載トン数は、何トン車か。

○大森環境課長 2トン車です。それで、先ほどの燃費の件については、ハイブリッド車でない通常の収集車の見積もりをとっていますが、そちらのほうでは900万円ということになります。

○川崎委員 燃費は。

○大森環境課長 ディーゼル車が、リッター当たり10.4キロです。

○田口委員 ハイブリッド車を買われるというので、年に何回もあつちで事故し、こっちで事故しというのがよくあるわけです。そういう場合に、当てる場所によつたらハイテクな車というのは、また高くつくわけです。その辺も含めて、やはり事故のないように、よく気をつけて運転し

てもらってください。お願いしときます。

○大森環境課長 議員御指摘のとおりで、やはり日々集荷に出ており、走行距離もふえています。あつてはならないわけですが、事故が起きています。申しわけないですが、報告事項で今回事故の報告をさせていただこうと思っています。日々出発する前にそういったことで教育を続けているわけですが、やはり相手方もおり、なかなか事故が減らないということですので、気をつけたいと思います。よろしく申し上げます。

○田口委員 誰か市民の方が言っていたが、同じ運転手かと言われるが、そうではないですね。

○大森環境課長 やはり数名は、今まで何回か事故がある中で何回か続けている職員もいます。そういった職員については、適性検査なり、そういったことで今現在指導を続けているということでございます。

○掛谷主査 ほかによろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

48ページ、教育費、保健体育費、保健体育総務費と体育施設費で。

○星野委員 体育施設費の工事請負費879万7,000円、細部説明によると、旧伊里幼稚園跡へのトイレ整備及び総合運動公園体育館の非常用発電機の更新とあるが、それぞれ内訳をお教えください。

○大道文化スポーツ課長 879万7,000円の内訳ですが、伊里グラウンドのトイレの設置工事費が179万8,000円、1798、それから久々井の総合運動公園体育館の非常用発電機が699万9,000円です。6999です。

○星野委員 あと旧伊里幼稚園跡へのトイレ整備ですが、工事内容について詳しくお教えください。

○大道文化スポーツ課長 伊里グラウンドトイレについては、現在くみ取り式の簡易トイレが大小各1基設置されています。このトイレが老朽化により、床が抜けそうになっていたり、においがきついことから、地区の要望がございまして、このたび浄化槽式ですが、簡易トイレ大小各1個を設置するものです。

○星野委員 そのトイレ整備については、地区の方はもう納得されているのか。

○大道文化スポーツ課長 地元との話をしています。

○田口委員 体育館の699万9,000円というのは、発電機の仕様はどうなっているのか。

○大道文化スポーツ課長 非常用発電機ということで、パッケージ型35キロボルトアワー、ディーゼルエンジンです。それから、附属品として、発電機の基盤、自動制御盤、切りかえ器、バッテリー、充電器等々、それらの工事費、処分費等を含め699万9,000円ということになります。

○田口委員 これは、3層の220でしょうか。

○大道文化スポーツ課長 220ボルトです。

○川崎委員 非常用、何で体育館に要るのか。避難場所になるからか。

○大道文化スポーツ課長 実は、7月16日に停電が発生しました。その際、非常用発電機は起動しましたが、本来供給すべき屋内消火栓ポンプへの電力が供給されていないことが判明したということです。通常の電気設備点検ではそこまでの確認をすることができなかったもので、東備消防本部の指導のもと、現在消防ポンプを配備して、万が一に備えておるところです。

なお、これは消防法により設置が義務づけられているものです。

○田口委員 ちなみに、入れかえるということですが、今あるものはネットオークションにでも出すでしょうね、当然。

○大道文化スポーツ課長 体育館が完成してから納入されており、29年経過しています。もちろんそういったものでオークションでもかけられるものであれば、かけていきたいと思えます。

○掛谷主査 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

5ページ、第2表の民生費、児童福祉費、子育て世帯生活応援券発行事業の繰越明許費について、質問のある人は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第88号の平成28年度備前市一般会計補正予算（第2号）中、厚生文教分科会所管部分の審査を終了します。

午後3時52分 閉会